サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実務経験関わる注意事項

※１「障害者支援施設」

　　障害者につき、施設入援支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援）を行う施設をいう。また、旧法施設も要件に含む。

※２「老人福祉施設」

　　老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※３「介護老人保健施設」

　　要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第９４条第１項の都道府県知事の認可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をいう。

※４「障害福祉サービス」

　　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス」とは障害福祉サービスを行う事業をいう。

※５「障害児通所支援事業」

　　障害児通所支援事業を行う事業をいう。「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう。

※６「老人居宅介護事業」

　　老人福祉法第１０条の４第１項第１号の措置に係る者又は、介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定める者を供与する事業をいう。

※７「社会福祉主事任用資格を有する者」（社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者）

・大学等において社会福祉に関する科目を３科目以上修めて卒業した者

・社会福祉主事資格認定通信課程を修了した者など

※８「児童指導員任用資格者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４３条各号のいずれかに該当する者）

・児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

・大学の学部で社会福祉学・心理学・教育学若しくは社会学を修めて卒業した者

・小学校・中学校・高校の教諭となる資格を有する者など

※９「精神障害者社会復帰指導員任用資格者」（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第１７条第２項各号のいづれかに該当する者）

・高等学校卒業者で２年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者など